

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	吉岡町

吉岡町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 吉岡町産業観光課農業振興室
所在地 北群馬郡吉岡町下野田560
電話番号 0279-54-3111
FAX番号 0279-54-8681
メールアドレス sangyo@town.yoshioka.gunma.jp

目 次

	ページ
1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1~2
(1) 被害の現状（令和2年度）	
(2) 被害の傾向	
(3) 被害の軽減目標	
(4) 従来講じてきた被害防止対策	
(5) 今後の取組方針	
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	2~4
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	
(2) その他捕獲に関する取組	
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	
(4) 許可権限委譲事項	
4. 防護策の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	4
(1) 侵入防止柵の整備計画	
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	4
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	5
(1) 関係機関等の役割	
(2) 緊急時の連絡体制	
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	5
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての 利用等その有効な利用に関する事項	5~6
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	
(2) 処理加工施設の取組	
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	6~7
(1) 協議会に関する事項	
(2) 関係機関に関する事項	
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 7

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	吉岡町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜	65千円 2a
ニホンジカ	野菜	65千円 2a
ハクビシン	野菜・果樹	47千円 1a
アライグマ	野菜・果樹	47千円 1a
タヌキ	野菜・果樹	47千円 1a
カラス	果樹	今後、被害調査を実施し具体的な数値を把握する。

(2) 被害の傾向

イノシシ ニホンジカ	以前から管内に生息しており、農作物に被害を及ぼしている。
ハクビシン、アライグマ、タヌキ	近年、管内で生息頭数が増加傾向にあり、野菜や果樹等に被害を及ぼしている。
カラス	年間を通し、果樹等に被害報告を受けており、将来被害傾向の増加が見込まれる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
イノシシ	65千円 2a	45千円 1.4a
ニホンジカ	65千円 2a	45千円 1.4a
ハクビシン	47千円 1a	32千円 0.7a
アライグマ	47千円 1a	32千円 0.7a
タヌキ	47千円 1a	32千円 0.7a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会及び小倉ぶどう生産組合への捕獲委託 ・ 捕獲奨励金の助成 ・ 捕獲個体については、捕獲従事者が埋設処理を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者の高齢化 ・ 新規参入者の確保・育成
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害農業者等と被害の傾向を把握し、防護柵の設置を検討
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対してわな免許取得を推進する。 ・ 野生動物が寄りつかない環境を作るよう、農作物残渣の適正処理の徹底を図る。 ・ 有害捕獲については、ICT技術を活用し、捕獲活動の効率化を進める。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>対象鳥獣の捕獲については、猟友会及び小倉ぶどう生産組合への委託により実施する。また、わな免許所持者である被害農業者については鳥獣被害対策実施隊と連携し捕獲体制を補完する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会及び小倉ぶどう生産組合と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。 ・ 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ・ 捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を導入する。

令和5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会及び小倉ぶどう生産組合と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。 ・ 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ・ 捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を導入する。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会及び小倉ぶどう生産組合と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。 ・ 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ・ 捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を導入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。	
イノシシ ニホンジカ	繁殖力が高く、農作物への被害が拡大する可能性があることから、捕獲を強化する。
ハクビシン アライグマ タヌキ	繁殖力が高く、農作物への被害が拡大する可能性があることから、捕獲を強化する。
カラス	果樹等への被害が発生していることから、捕獲を強化する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	6頭	6頭	6頭
ニホンジカ	12頭	12頭	12頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
カラス	80羽	80羽	80羽

捕獲等の取組内容	
イノシシ ニホンジカ	年間を通じて農作物への被害が発生していることから、くくり罠等による捕獲を行う。 捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を導入する。
ハクビシン アライグマ タヌキ	年間を通じて農作物への被害が発生していることから、捕獲檻による捕獲を行う。
カラス	果樹等への被害が発生していることから、銃器による捕獲、追い払いを行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
取組なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
吉岡町全域	県から捕獲許可権限の移譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
	取組なし	取組なし	取組なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
	取組なし	取組なし	取組なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
		取組なし
		取組なし

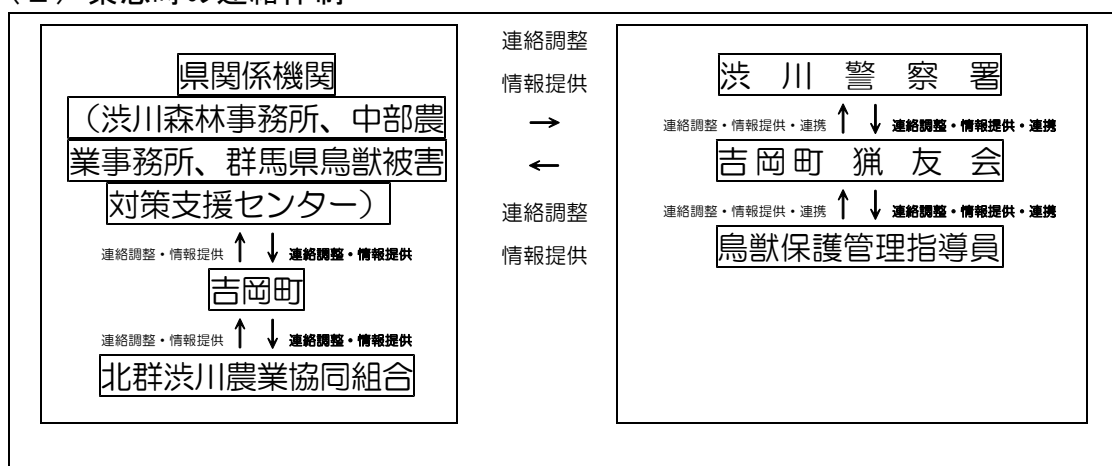
		取組なし

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
渋川猟友会吉岡支部	有害鳥獣の捕獲、追い払い等
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供
中部農業事務所	技術供与、指導助言、情報提供
渋川森林事務所	技術供与、指導助言、情報提供
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与、指導助言、情報提供
渋川警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報
北群渋川農業協同組合	被害農家との連携、調査協力
吉岡町産業観光課農業振興室	被害調査、連絡調整、情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ及びタヌキについては、埋設処分等による適切な処理を実施する。
- ・カラスについては、生態系に影響を与えない方法で埋設する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	取組なし
ペットフード	取組なし

皮革	取組なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	取組なし

(2) 処理加工施設の取組

取組なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	吉岡町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
渋川猟友会吉岡支部	有害鳥獣の捕獲、追い払い等
中部農業事務所	技術供与、指導助言、情報提供
渋川森林事務所	技術供与、指導助言、情報提供
渋川警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報
北群渋川農業協同組合	被害農家との連携、調査協力
吉岡町自治会連合会	被害農家との連携、調査協力
吉岡町農業委員会	被害農家との連携、調査協力
吉岡町産業観光課農業振興室	被害調査、連絡調整、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与、指導助言、情報提供
渋川広域森林組合	地域巡回、情報提供
被害農家	聞き取り調査等協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、猟友会及び小倉ぶどう生産組合員の11人で構成しており、

町内の農業被害の防止、軽減を目標に有害捕獲を行っている。
その他必要に応じて町長が隊員を任命する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が実施する講習会等を周知し、わな免許取得を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、地域住民や関係機関、近隣市町村等と連携し、町内全域の被害状況の把握に努め、効果的な駆除及び防止対策が図れるよう努める。